

令和8年6月17日

北千葉広域水道企業団
総務部総務調整室
電話 047-345-3211

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求訴訟の和解について

令和元年11月22日、公正取引委員会は、地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭の販売業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

これを受け、当企業団は活性炭購入に係る契約に関与した9事業者に対し、令和4年3月に損害賠償請求を行いました。支払がなかったため、令和4年11月16日に千葉地方裁判所に提訴しました。

その後、裁判手続を進めてきましたが、令和7年12月18日に裁判所から和解提案書が提示され、令和8年5月14日に和解が成立しました。

1 訴訟の相手方

- (1) 本町化学工業株式会社(東京都足立区)
- (2) フタムラ化学株式会社(愛知県名古屋市中村区)
- (3) 大阪ガスケミカル株式会社(大阪府大阪市西区)
- (4) 水ing株式会社(東京都港区)
- (5) 株式会社クラレ(岡山県倉敷市)
- (6) ダイネン株式会社(兵庫県姫路市飾磨区)
- (7) カルゴンカーボンジャパン株式会社(東京都千代田区)
- (8) 朝日河過材株式会社(岐阜県土岐市)
- (9) セラケム株式会社(広島県世羅郡世羅町)

2 損害賠償請求額

金115,711,779円及び遅延損害金(各代金支払日から損害賠償金支払済みまで年5分の割合による金員)

3 請求の根拠

民法第709条(不法行為による損害賠償)及び第719条第1項(共同不法行為者の責任)

4 和解日

令和8年5月14日

5 和解条項の概要

- ・原告に対し、本件解決金として、138,100,000円を支払う。
- ・原告は、被告らに対するその余の請求を放棄する。
- ・原告及び被告らは、原告と被告らとの間及び被告ら相互間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ・訴訟費用は各自の負担とする。